

議案第 30 号

田川市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 14 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、市立病院の特別病室使用料について、本来、消費税及び地方消費税が課税されない助産に係る使用において、これらを含む使用料としていたことから、新たに助産に係る特別病室使用料を定めるため、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

田川市立病院使用料及び手数料条例（昭和24年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表特別病室使用料の部D室の項の次に次のように加える。

A室（助産の場合）	1人1日	17,000	—
B室（助産の場合）	1人1日	9,000	
C室（助産の場合）	1人1日	7,000	
D室（助産の場合）	1人1日	4,000	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田川市立病院使用料及び手数料条例の規定は令和3年12月25日以後の助産に係る使用料から適用する。